

一般社団法人 三島田方法人会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人三島田方法人会(以下「本会」という。)定款第7条の規定に基づき、本会の会費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(種類及び金額)

第2条 会費の年額は、会員種別に応じて下記の各号のとおりとする。

1. 正会員は下記のとおりとする。

資本金	100万円以下	年額会費	3,500円
〳	100万1円～200万円以下	〳	4,000円
〳	200万1円～500万円以下	〳	5,000円
〳	500万1円～1,000万円以下	〳	11,000円
〳	1,000万1円～5,000万円以下	〳	13,000円
〳	5,000万1円～1億円以下	〳	30,000円
〳	1億1円～3億円以下	〳	40,000円
〳	3億1円～8億円以下	〳	50,000円
〳	8億円1円以上	〳	80,000円
特殊法人(商工会議所・商工会)			10,000円
正会員の関連法人			会費の半額

2. 賛助会員

(1) 個人	〳	2,000円
(2) 他所管内に本店を有する法人 (法人の支店・事業所・営業所・工場・支部)	〳	4,500円
(3) 他所管内に本店を有する金融機関 (支店・出張所)	〳	20,000円

上記以外の会費は、理事会がこれを決定する。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、本会の毎事業年度の運営上発生する費用に充当する。

(会費の納入方法)

第4条 会員は、毎事業年度、その事業年度分の会費を所定の方法により納付しなければならない。

1. 口座振替

毎年、6月10日(休日の場合は翌営業日)に届出の金融機関の口座より口座振替により納付する。

2. 振込納付

毎年、5月末までに所定の当該法人会の指定口座に、振込により納付する。

3. 持参

本会事務局、または支部事務局へ直接持参し納付する。

(会費の納期)

第5条 年会費の納付は年1回とし、請求書の到着後速やかに納入するものとする。

2. 事業年度の中途に入会した会員

入金初年度の会費の額は、入金月に応じて年額に次の割合を乗じた金額とする。
(100円単位とする)

入会月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
割合	3/4	2/4	1/4	0/4

(改 廃)

第6条 この規程を改廃する場合は、総会の承認を得なければならない。